

令和2年8月28日

島根県の対応

島根県対策本部決定

県民に対し、以下の4点を要請

(1) 職場や家庭での感染を防ぐため、

- ①「3つの密」の回避
- ②「人と人との距離の確保」
- ③「マスクの着用」
- ④「手洗いなどの手指衛生」

など、引き続き基本的な感染対策に取り組むこと

(2) 飲食店の利用について、各店舗において、感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、また、そうした店舗を利用することを前提として、

- ①県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること、また、県外の人との「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること
- ②県内においても、県外の人との「接待を伴う飲食店の利用」と「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること

ただし、隣接県のうち、通勤、買い物などの生活圏域に属する地域については、県内と同様に扱う

- (3) 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること
- (4) 9月1日以降のイベント等の開催にあたっては、「島根県の対応」別紙を目安として判断すること